



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



新設

『判別手続』 ～カルテル・談合調査に 新しい手続が導入されます～

— 第1部 概要編 —

『判別手続』が整備されました

令和元年改正独占禁止法により導入された
新たな課徴金減免制度（リニエンシー）をより機能させる

等の観点から

公正取引委員会に提出を命じられた文書等のうち、
判別手続の対象になることが確認されたものについては、

**独禁法違反被疑事件の調査官（審査官）が
その内容にアクセスする（見る）ことなく事業者に返却
されます。**

対象となる調査は

カルテル・談合等の疑いのある行為

- 課徴金減免対象被疑行為に対する調査 で
- 公正取引委員会が行う 行政調査

を対象としています。

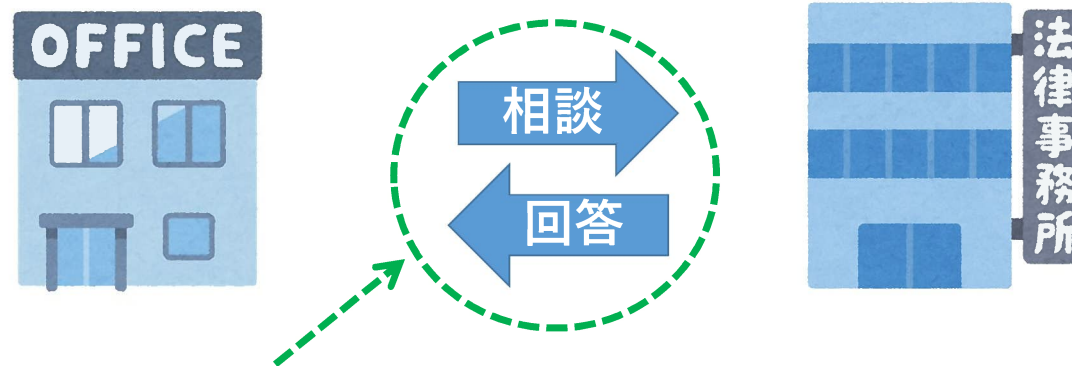


※犯則調査は対象としていません。

【対象となる物件】

カルテル・談合等の疑いのある行為

- 課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見 について
- 事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（面談、電話、電子メール等）



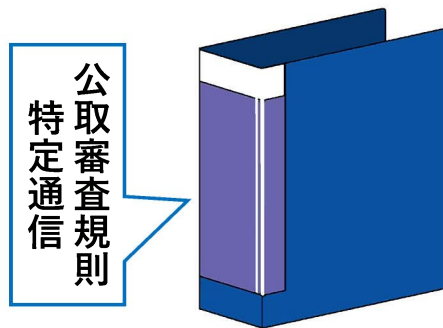
これを「**特定通信**」といいます。

→ 判別手続の対象となるのは、特定通信の内容が記録された物件（文書等）です。本動画では**特定通信文書等**といいます。

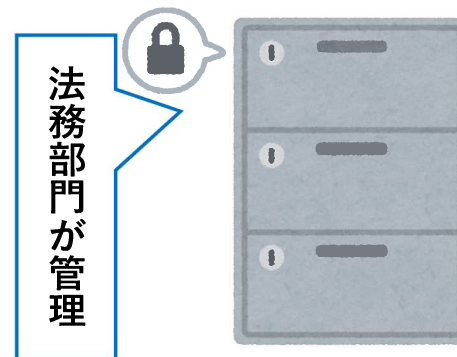
特定通信文書等の【保管方法】

保管においては3つのポイントがあります。

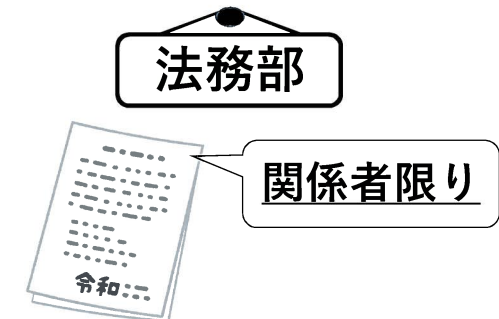
①表示



②特定の保管場所



③知っている人が限られている



-
- 審査官が特定通信文書等の内容にアクセスしない
 - 審査官と事業者の間で見解の相違を防ぐ
- こととなる。

特定通信文書等が返却されるまでのステップ

(カルテル・談合等の疑いで) **立入検査があり、特定通信文書等を保管している場所が検査の対象となった場合...**

立入検査中

- ① その特定通信文書等について判別手続を利用したい旨を審査官に**伝達（口頭）**
- ② **申出書（書面）**を審査官に提出
- ③ その特定通信文書等は他の物件と区別されて**提出命令**の対象に

特定通信文書等が返却されるまでのステップ

③ 提出命令



2週間以内

- ④ 判別官（特定通信文書等の内容を確認する職員）等に
概要文書（返却の要件を満たすことを確認するための文書）を提出



6週間以内

- ⑤ 判別官が特定通信文書等であるか等を**確認**
⑥ 要件を満たす特定通信文書等は速やかに**返却**

< 判別手続に関する規則・指針 >

- ✓ 公正取引委員会の審査に関する規則
(第23条の2～第23条の5)
- ✓ 事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針

判別手続規則 で検索



< 判別手続に関するお問い合わせ >

公正取引委員会事務総局 官房総務課 判別係

03-3581-5471（代表）

※ 判別係とお伝えください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/hanbetsu/index.html>

※ ウェブサイトからQ&Aも参照できます。

